

令和7年度

講師派遣型研修

中小企業が抱える経営課題等の抜本的な解決に向け、
経営を支える中核人材の育成を目的として自社で研修を行う場合に、
企業の要望を踏まえて研修メニューの提案及び講師の派遣を行います。

階層別研修
(管理職、中堅社員など)

マネジメント研修

コーチング研修

メンタルヘルス研修

ハラスメント研修

情報セキュリティ研修

ITに関する研修

ISO(9001、14001)
内部監査員養成研修

営業力強化研修

対 象

都内中小企業および組合等

講師と同業、教育研修及びコンサルタント
事業者はご遠慮ください。
※詳細は裏面をご確認ください。

研修実施期間

令和7年4月上旬～令和8年2月下旬

対象となる研修

経営者、経営幹部を対象とした研修

部門のリーダーを対象とした研修

将来のリーダー候補者を対象とした研修

申込受付期間

第1回募集期間 令和7年2月 3日(月)～ 7月11日(金)

第2回募集期間 令和7年7月14日(月)～12月19日(金)

※各募集期間で研修実施期間の申込が可能です。

※募集期間の途中で申込が計画数に達した場合は、募集を締め切ります。

※各募集期間での申込は18時間(例:6時間×3回)を上限とさせていただきます。

利用料金

講師派遣料【1時間あたり13,750円(税込)】+講師交通費実費

※ただし、利用料金は最低41,250円(税込)+講師交通費実費となります。

(3時間未満の研修でも、講師派遣料は3時間分となります。)

申込方法

公社HPの「申込フォーム」よりお申込ください。公社側で申込内容を確認
した後、内容に問題がなければ派遣講師の選定等の手続きを進めます。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/seminar/ordermade.html>

【個人情報の取扱いについて】当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>



事業の流れ

対象となる都内中小企業等

都内中小企業等

東京都中小企業振興公社

① エントリーシートの提出

※お申し込み受付後、電話またはメールにてご担当者様へご連絡いたします。お申し込み後1週間を過ぎても連絡が無い場合は、お手数ですがご連絡をお願い申し上げます。

② 研修内容についてのヒアリング

③ 研修内容の提案、見積書の提示

④ 研修実施に係る事務手続 (契約等)

⑤ 利用料金のお支払

※請求書が届いてから初回の研修実施2週間前までに利用料をお振込みください。

⑥ 研修の実施

※エントリーシートをご提出いただいてから研修の実施まで2～2か月半程度となります。

区分

対象

中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で以下に該当しないもの
(1)発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
(2)発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有
(3)大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている
※(1)(2)(3)における「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しないもの。ただし、以下は除く。
ア 中小企業投資育成株式会社
イ 投資事業有限責任組合

組合等

(1)中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体
(2)商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する法人
(3)その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であるもの
(4)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人
(5)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人
(6)任意グループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を行うもの)

【注意事項】

- ・本事業は研修に係る費用の助成を目的としたものではありません。
- ・研修の実施主催はご利用される受講企業(団体)となります。会場選定・確保、研修に必要な機材や教材印刷等の準備、当日の司会進行などは受講企業(団体)に行っていただきます。また、受講料以外に必要なに応じて経費を自己負担していただくことがあります。
- ・講師の指定は出来ません。
- ・下記に該当する場合はご遠慮いただくことがございます。ご了承ください。
 - (1)本事業の利用経験や研修会社に直接依頼した経験を有し、公社のアドバイス等を必須とせずに企業側の自主的な実施が可能であると公社が判断した場合
 - (2)ご希望の研修内容により、講師の選定・派遣が困難な場合
 - (3)新入社員(もしくは内定者)を対象とする研修
 - (4)経営者を含め、個人に対するアドバイスや助言を目的とするもの
 - (5)他者の代行(研修仲介業等)として行う研修、または申込企業(団体)と受講企業(団体)が一致しない研修
 - (6)オンライン実施の際、オンライン参加者の参加場所が、自社の事業所であることを、客観的に公社に示せない場合
- ・研修の撮影・録画・録音は、著作権に抵触しますのでお断りしております。録画動画の提供も行っておりません。

※本事業は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに東京都議会で可決された場合に実施します。

問合せ先



公益財団法人

東京都中小企業振興公社 企業人財支援課

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎2階
TEL:03-3251-7904 E-mail:kigyo-kensyu@tokyo-kosha.or.jp